

介護保険福祉用具購入費 受領委任払制度について

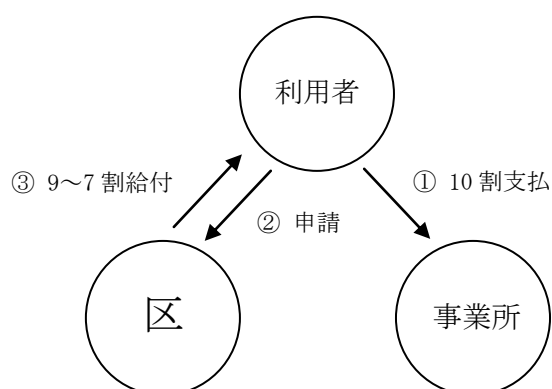
(利用者向け案内)

介護保険での福祉用具購入費の支給は、利用者がいったん購入費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付費分（9～7割）の支払を受けるといふ、いわゆる「償還払」を原則としています。

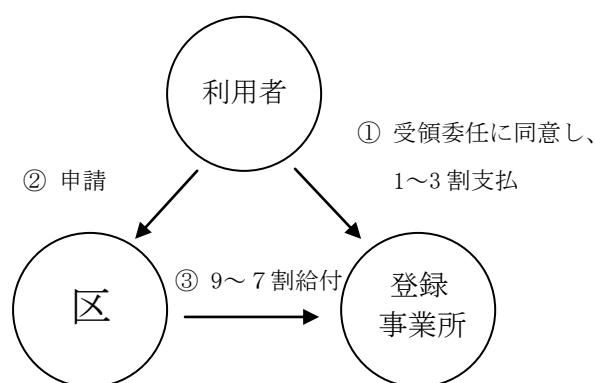
「受領委任払」は、福祉用具購入費の支払を初めから自己負担分（1～3割）のみで済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。

なお、残りの保険給付費分については、利用者の同意に基づき、江戸川区から登録を受けた受領委任払取扱事業者に直接支払います。

(償還払の流れ)



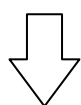
(受領委任払の流れ)



江戸川区では、この「受領委任払」を平成30年6月購入分から利用できるようになりました。なお、「償還払」については、従来どおりご利用いただけます。

1 福祉用具購入費支給申請の流れ

- (1) 相談 担当のケアマネジャーに福祉用具の購入について、相談する。
ケアマネジャーがいない方は、担当の熟年相談室（地域包括支援センター）に相談する。



- (2) 購入 **受領委任払**
受領委任払取扱事業者として江戸川区に登録のある福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員に相談し、購入品を決定します。
費用の自己負担分（1～3割額）を販売事業所に支払い、購入します。

償還払

都道府県の指定を受けた福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員に相談し、購入品を決定します。
費用の全額（10割額）を販売事業所に支払い、購入します。

(3) 支給申請 **受領委任払**

下記の書類をそろえて、介護保険課給付係へ提出します。

- 必要書類 ①特定（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
②購入した福祉用具の領収書（原本）
③購入した福祉用具のパフレット等（コピー可）
④介護保険福祉用具購入費受領委任払に関する同意書（第7号様式）

償還払

下記の書類をそろえて、介護保険課給付係へ提出します。

- 必要書類 ①特定（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
②購入した福祉用具の領収書（原本）
③購入した福祉用具のパフレット等（コピー可）

(4) 支給決定 **受領委任払**

申請内容を審査し適当と認められた場合には、支給額（9～7割額）を決定し、販売事業所に決定通知を送付します。

あわせて、販売事業所の指定口座に支給額を振り込みます。

償還払

申請内容を審査し適当と認められた場合には、支給額（9～7割額）を決定し、利用者に決定通知を送付します。

あわせて、利用者の指定口座に支給額を振り込みます。

※申請から決定通知の送付及び振込みまで、およそ一か月半かかります。

2 その他

(1) 下記のいずれかに該当する方は、受領委任払を利用出来ませんので、ご注意ください。

- ①介護保険被保険者証に給付額減額の記載がある方
- ②購入日時点、要介護認定の申請中（新規申請、区分変更など）で、要介護度が決定していない方

(2) 福祉用具購入費の支給限度基準額は同一年度（4月1日～翌年3月31日）で、10万円（給付上限額は9万円または8万円または7万円）です。
この額を超えた分は、全額自己負担となります。

<問い合わせ先>

江戸川区福祉部介護保険課給付係
TEL 03-5662-0309